

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-1
処分の種類	員外利用の防止措置の実施命令			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第12条第6項			
処分の概要	<p>知事は、必要があると認めるときは、物品の供給を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>1 組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、供給事業を行う場所に明示すること。</p> <p>2 組合員であることが不明瞭である者に対しては、組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(一律に処分基準を定めることが適当でないため)			
基準の制定根拠				